

第15回東村山駅西口公益施設運営検討会

日 時:平成19年11月27日(火)第2委員会室 午後1:00~2:15

出席者:東村山駅西口公益施設運営検討会委員8名、市長、事務局3名

■開会挨拶(会長)

■市長挨拶

大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。西口公益施設につきましては、いよいよ公募し行うことになりました。12月定例会がまもなく始まりますが、恐らくこの問題が一般質問等で取り扱われるのかと思っております。委員の皆様にはご指導、ご協力をいただきますようお願いいたします。

■出欠及び会議の公開

本日は【プレゼンテーションの審査における評価項目等について】については12月3日から行われる指定管理者の募集及びその選考の詳細な内容になるので非公開とし、【指定管理者の選定方法について】については公開とする。(傍聴者4名)

■内容 「㊦」:事務局、「・」:委員

【プレゼンテーションの審査における評価項目等について】

【指定管理者の選定方法について】

㊦ 選定は資格審査と提案審査により行い、資格審査では応募資格を満たしているか否かなどを判断する。また、10社以上の応募があった場合には、資格審査において経営能力等に基づき、提案審査を行う団体を6団体以内に絞りたい。

提案審査は応募団体のプレゼンテーションを踏まえ審査項目に従って採点評価を行う。前回の検討会で、僅差の場合の取り扱いについて議論があった。それを受けて、採点評価の後、合議を行うような流れにしたいと考えている。

選定委員会は市長、運営検討会委員、公募市民、行政職員、専門家(中小企業診断士及び税理士)の24名で構成する。公募市民は、「健康づくり」をテーマにした作文を提出することになっている。多数の応募があった場合には、公正な選考を行うため、市民委員を含んでいる運営検討会で作文に基づき選考をしてもらいたい。

・ 指定管理者の選定は採点結果の平均点ではなく合計点でいいのではないか。

㊦ 順位付けを行うことが目的であるため必ずしも平均点である必要はない。

・ 提案審査を行う団体があまり少ないのは問題である。

・ プレゼンテーションでは、各団体の提案を比較検討することになる。あまりに提案審査に参加する団体が少ないようでは問題ではないか。仮にそうなった場合

に、規定がないのでそのまま審査を行ってレベルの低い事業者が選定されると、その後の5年間がもったいないのではないか。

- ・ 既に問い合わせがあったという話があった。それほど心配する必要はないのではないか。
- ・ プロポーザルには最低何社が必要か。
- ・ 数の問題ではない。質の問題だと思う。数が多くても質が低ければ問題がある。数が少なくても、質が高ければ問題ないのではないか。質が一定に満たない場合には不調とできるような取り決めが必要でないか。
- ・ 現状のルールでは、全体的なレベルがどんなに低くても、採点評価で最も高い点の団体が自動的に指定管理候補者となってしまう。
- ㊦ 提案審査で合議を行った結果、どの団体も指定管理者として相応しくないという結論も出せるようにしたほうがいいのか。
- ・ その通り。
- ・ 合議を行う事を考えると選定委員会をもっと少ないほうがいいのか。運営検討会15名全員が入る必要はないのではないか。
- ・ 事務局案の半分程度、全部で12～13名程度でいいのか。
- ㊦ 専門家2名、市長は決定しているので、残る10名を市民と行政から選ぶということではないか。
- ・ 市民と行政がそれぞれ5名ずつでいいのか。
- ・ 公募市民の応募が5名に満たない場合には、運営検討会から委員をだすということではないか。
- ・ 公募市民では、これまでの経緯等は全く分からない。最低でも会長と副会長には委員になってもらったほうがいいのか。
- ・ 誰も運営検討会から入らないのでは、これまでの15回の検討の意味がなくなってしまう。
- ・ やはり、会長と副会長には選定委員会に入ってもらほうがいい。残りの3名については応募状況を見て決定することではどうか。
- ・ 専門家2名は、経営の専門家ということであるが、健康や運動に関する専門家にも参加してもらほうがいいのか。健康増進施設のプロポーザルを審査するのに、その方面の専門家がいないでは話にならないのではないか。
- ㊦ その方向で検討したい。もし参加できるということになれば14名で構成することではないか。
- ・ 人数は大体13人程度ということで、14人でもかまわない。

#### 【次回日程】

平成19年12月17日(月) 午後7:00～

選定委員会の市民委員を選考する。個人情報を取り扱うため非公開とする。